

## 意見照会の結果一覧

資料 1-2

### ①改定案（案A・案B・案C）についての御意見

意見番号	発言者	意見内容
1	委員	いずれの案を採ってもどこかに負担がかかるのは避けられないのであれば、経営面を考えて、固定費の基本料金への配賦割合を30%とする案が良いのではないかと考える。
2	委員	資料の21ページに「人口減少等による下水道使用料収入への影響を見据え…」たものとして案A 30%が示されているので、案Aが改定率の理屈が説明できる案と考えます。 案B、案Cは「一般家庭などの使用者に配慮…」と記載しているように、市の政策の問題なので審議会の答申を受けた条例提案者（上下水道事業管理者、市長）、や条例改正案の審議を行う市議会で議論、判断されるべきものと考えます。
3	委員	現在の基本料金が200円と、あまりにも低く抑えられていたことが、最大の問題であったと考えます。 個人的には案Aでよいと思いますが、一方で、年金のみで生活されている方などにとっては、支出に占める割合が大きくなり、負担感が増すことは容易に想像できます。決して他人事ではなく、大変なことだと思います。 ただし、こうした生活支援のあり方を検討するのは、本来この審議会の役割ではないと感じています。 困窮家庭への支援策を含め、社会的な配慮をどのように講じるかは、市民の代表である議会の責任であり、そちらの場で議論・提案されるべき事項だと思います。 下水道インフラの老朽化や防災の観点からも、当審議会としては「市民が安心して暮らせるために必要な金額」であると自信を持って提案すべきだと考えます。 願わくば、議会で審議される際には、市民の立場に立って議論を尽くし、多くの市民が納得できる結果を導いていただきたいと願っています。
4	委員	川越市内の中小・零細企業の経営実態の詳細についてはあるが、昨今の物価高騰、円安基調、社会保障費の企業負担の増加、最賃の上昇、政策金利の上昇等企業を取り巻く経営環境は厳しいものと推察致します。更には、コロナ禍以降県内の企業倒産件数も増加傾向との報道もあり、9月末には東部工業会協同組合内においても企業倒産が報道されております。大口使用者に対する過度な負担増は企業業績の悪化を招き、しいては従業員の賃金上昇にもマイナスの影響をもたらす懸念があるものと考えます。また、料金の延滞状況については料金改定の影響について検証し、対策を講じていくことを付け加える必要があるものと捉えています。以上により、案Aを支持します。
5	委員	案Aを支持します。審議会の際も発言させていただいた通り、使用量に応じた金額の差額が最も少なく、受益者負担の点からも、全員にできる限り平等に負担を求められるから。

## 意見照会の結果一覧

### ①改定案（案A・案B・案C）についての御意見

意見番号	発言者	意見内容
6	委員	案Aを支持する。案Aだと10m³の県内順位が上位になる。その辺が少し気になる。
7	委員	今後の水使用量変化に伴う料金収入を考えた場合、水洗化人口の減少のみならず、節水化の進行も考慮に入れる必要があると考える。 今回の料金改定は、節水化の進行に拍車をかけることが予想されるため、ある程度、固定費で賄っておかないと、再び使用料改定が必要になる可能性が高くなると考える。そのため、案Aを支持する。
8	副会長	受益者負担の原則からは、基本料金も従量料金も同一とする考えが導かれる。この考えに例外がないかと言えば、社会政策的に合理性を有し、かつ過度に使用料の負担差額が生じない場合である。3つの改定案では、1～10m³の従量料金が一律50円となっている。この考えは、当該区分の使用者の特性を意識して採られたことであるが、その考えを許容したとして、改定案が使用料の過度の負担差額となるかが検討すべきポイントの一つとなる。 案Aは基本料金のベースとなる固定費の負担が検討結果として求められた30%となっており、整合性があり評価する。1～10m³の料金が他の区分に比して低いが、改定率は著しい差がない。基本料金は同一負担であることを加味すれば、最も合理性を持つ改定案であり、賛成する。 案Bは、固定費負担率25%とする合理的な理由が見いだせないだけでなく、1～10m³の改定率に対し、他の区分の改定率が約2倍となっている。過度な負担差額ではないかと考える。 案Cは、固定費の回収を考えれば、B案と同様、検討結果として求められた30%を使用しない理由が見いだせないだけでなく、固定費の安定的な回収に繋がらないという大きな問題を有している。また、1～10m³の改定率に対し、他の区分の改定率が約3倍となっている。受益者負担の原則からすれば、合理性がなく採用できない。
9	委員	使用量に関わらず設備の維持管理は使用者が負担するものであり、使用量が多くなければ使用料は軽減されるものであると思う。同時に使用量が少ない人でも同じに維持管理費は負担するべきであるとも思います。 どの案でも経営可能とのご説明がありました、今後急激に進む少子高齢化そしてそれに付随する少人数世帯の増加を鑑みると案Aが妥当だと思います。
10	委員	案B。安定的な基本料金の割合が多いほうが良いので、30%の案Aでいいと思うが、使用量の少ない方々の値上がり率が大きいと感じる。また、生命維持や衛生に欠かせないインフラとして、一般家庭における急な料金変動は好ましくないと感じる。

## 意見照会の結果一覧

### ②使用料改定全般についての御意見

意見番号	発言者	意見内容
1	委員	今回の条例改正案を公表してパブリックコメント等を行なう際は、水道料金を含めて経営戦略で示した改定の今後の見込みを市民に示してもらいたい。上下水道料金改定の全体像を示した上で、まず下水道使用料の改定という説明をしないと条例改正の必要性や流れが市民に伝わらないと考えます。
2	副会長	今回の使用料改定に当たっては、使用料の負担者と下水道の恩恵を受ける受益者が同じであること念頭に、受益者負担の原則の下に決定していくべきである。この原則においては、使用料は使用者の排出量を下に平等に負担することになる。 固定費を基本料金として、実態に即して負担を求めるることは安定的な費用回収につながり、合理性がある。この考えからすれば、固定費の負担率を殊更下げることにより実態から乖離することは避けるべきである。 埼玉県では5年のタームで流域下水道維持管理負担金の見直しを行うとの方針である。流域下水道を使用している川越市は、県と同じタームで使用料改定を行うべきである。 使用料改定のベースとなる将来費用の見積に当たっては、施設や配管更新の費用が過度に後世代の負担とならないよう、世代間負担の原則を念頭に置くべきである。
3	委員	現在2か月に一度の料金徴収を毎月にすることは出来ないですか。毎月だとコストがかかる? 電気のようにスマートメーターとか出来ないですか。請求の知らせは、ポストinでなくともアプリで確認出来るようにするとか。
4	委員	新たな負担額の表示ですが、使用者に2か月ごとに請求、徴収するのであれば、2か月の合計金額も同時に表示すべきと考える。 金額を支払う側にとって、支払うのはあくまで2か月の合計金額であって、1か月の金額を扱うことは基本的ではない。ならば、扱う金額がどこにも表示されていないのは不親切と考える。使用者が自身の頭の中で1か月の金額を2倍すればいいと思うかもしれないが、それは大間違い。説明の中で一度も目にしなかった金額が請求されるというのは、一瞬でも戸惑う可能性があり、今回、値上げという新たな負担を強いるのであれば、なおさら細かな配慮が必要と考える。
5	委員	上下水道料金は2か月ごとの請求なので、今回の改定が大きく負担と感じるご家庭もあると思います。また、そこまで行かずとも、物価高騰が続きやりくりに苦労している方々が多い中、市民、企業に丁寧な説明をして理解を求めることが、本当に大切だと思います。改定が必要な理由を周知させる手段の熟慮を、大変だとは思いますが、よろしくお願いします。

## 意見照会の結果一覧

### ②使用料改定全般についての御意見

意見番号	発言者	意見内容
6	委員	審議会において、将来における料金改定の際には、その時機の川越市の状況、社会情勢等を視野に入れた検討を行うことは必要である。しかし、将来を見据えた基本的な考え方などは、今回、整理して、方針を示す必要があると考える。
7	委員	答申については、改定案は一つに絞ったほうが良いと思います。
8	委員	今後も先を見据えた改定を実施していただければと思います。